

令和7年（2025年）

旭川市議会議案

第2回定例会

令和7年6月12日開会

令和7年 月 日閉会

令和 7 年度旭川市一般会計補正予算について

令和 7 年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和 7 年度旭川市水道事業会計補正予算について

令和 7 年度旭川市水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和7年度旭川市下水道事業会計補正予算について

令和7年度旭川市下水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年旭川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「者で」を「者（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）で」に改める。

第17条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第2条 旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第17条の3を第17条の4とする。

第17条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、旭川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年旭川市条例第2号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 旭川市職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに

当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(説 明)

介護両立支援制度等、出生時両立支援制度等及び育児期両立支援制度等に関する意向確認等に係る規定を整備するために、旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年旭川市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項ただし書中「こえる」を「超える」に改める。

第 4 条中「外」を「ほか」に改める。

別表中

「 附属機関 の委員	いじめ防止等対策委員会の委員	日額 1 6, 5 0 0 円
	いじめ問題再調査委員会の委員	日額 1 6, 5 0 0 円

」を

附属機関 の委員	いじめ防止等対策委員会の委員	次に掲げる職務の区分に応じ、当該区分に定める額 1 旭川市教育委員会が別に定める職務 15分当たり（1月の当該職務に従事した時間数を用いて算出し、当該時間数の合計に15分未満の端数があるときは、当該端数は15分とする。） 5,500円 2 1に掲げる職務以外の職務 日額 16,500円（旭川市教育委員会が別に定めるものにあつては、日額 33,000円）
	いじめ問題再調査委員会の委員	次に掲げる職務の区分に応じ、当該区分に定める額 1 市長が別に定める職務 15分当たり（1月の当該職務に従事した時間数を用いて算出し、当該時間数の合計に15分未満の端数があるときは、当該端数は15分とする。） 5,500円 2 1に掲げる職務以外の職務 日額 16,500円（市長が別に定めるものにあつては、日額33,000円）

」に、

日額	12,800円
日額	11,300円
日額	10,800円
日額	10,800円
日額	10,900円
日額	9,600円
日額	8,900円
日額	8,900円

」を

日額	14,500円
----	---------

日額	12,800円
日額	12,200円
日額	12,200円
日額	12,400円
日額	10,900円
日額	10,100円
日額	10,100円

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

いじめ防止等対策委員会の委員等の報酬額を改定する等のために、旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市職員の育児休業等に関する条例及び旭川市企業職員の給与の種類及び
基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市職員の育児休業等に関する条例及び旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市職員の育児休業等に関する条例及び旭川市企業職員の給与の種類及び
基準に関する条例の一部を改正する条例

(旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 旭川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年旭川市条例第2号）の一部を次のよ
うに改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」
に改める。

第19条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、「（以下「定年前再
任用短時間勤務職員」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように
改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分
休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。
第20条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第20条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規

定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

(1) １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第２０条の３ 育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第２０条の４ 育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 ７７時間３０分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第２０条の５ 育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第２１条中「部分休業」を「育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業」に改める。

第２２条中「第１４条の規定は、部分休業について準用」を「育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときと」に改める。

（旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第２条 旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和３９年旭川市条例第４９号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「一部」を「全部又は一部」に、「範囲内」を「範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の旭川市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年旭川市条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の旭川市職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第19条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に、「改正後の条例の」を「旭川市職員の育児休業等に関する条例及び旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和7年旭川市条例第号）第1条の規定による改正後の旭川市職員の育児休業等に関する条例の」に改める。

(説 明)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、旭川市職員の育児休業等に関する条例及び旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年旭川市
条例第3号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（説 明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、旭川市指
定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正しようとするも
のである。

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成
25年旭川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

「第10章の2 就労選択支援

第1節 基本方針（第163条の2）

第2節 人員に関する基準（第163条の3・第

第3節 設備に関する基準（第163条の5）

第4節 運営に関する基準（第163条の6－第

第11章 就労移行支援

目次中「第11章 就労移行支援」を

163条の4）
に改める。

163条の9）

」

第2条第1項第3号中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改める。

第3条第1項中「及び第8章」を「、第9章、第10章及び第11章」に改める。

第10章の次に次の1章を加える。

第10章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第163条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第163条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第163条の4 第54条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第163条の5 第85条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（実施主体）

第163条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害

福祉サービス事業者であって、過去３年以内に当該事業者の事業所の３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第１６３条の７ 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第６条の７の３に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

２ 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

３ 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

４ 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第１６３条の８ 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

２ 指定就労選択支援事業者は、法第８９条の３第１項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

（準用）

第１６３条の９ 第１０条から第２１条まで、第２４条、第２９条、第３４条の２、第３６条の２から第４０条まで、第４２条から第４３条まで、第４５条、第６１条、第６４条、第

70条、第72条から第74条まで、第78条、第79条（第2項第1号を除く。）、第88条、第89条、第90条から第96条まで、第148条及び第159条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第163条の9において準用する第93条」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第163条の9において準用する第148条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第163条の9において準用する第148条第2項」と、第61条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第79条第2項第2号中「第57条第1項」とあるのは「第163条の9において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第69条」とあるのは「第163条の9において準用する第92条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第163条の9」と、第93条中「第96条第1項」とあるのは「第163条の9において準用する第96条第1項」と、第96条第1項中「前条」とあるのは「第163条の9において準用する前条」と、第159条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第173条の次に次の1条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第173条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第187条中「及び第149条」を「、第149条及び第173条の2」に改める。

第192条及び196条中「第149条」を「第149条、第173条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(説 明)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 就労移行支援（第62条―第70条）」を「第5章の2 就労選択支援
第6章 就労移行支援（第
（第61条の2―第61条の8）
に改める。
62条―第70条）」

第3条第1項中「次章」を「次章から第5章まで及び第6章」に改める。

第18条第8項中「行う者」を「行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援
（基本方針）

第61条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7

の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(規模)

第61条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第61条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(実施主体)

第61条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第61条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

- 2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。
- 4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第61条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

- 2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（準用）

第61条の8 第8条から第10条（第2項第1号を除く。）まで、第14条から第17条まで、第20条、第25条から第27条まで、第29条から第33条の2まで、第35条から第37条まで、第39条、第42条、第44条、第45条及び第46条から第50条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第61条の8において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第61条の8において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第61条の8において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるも

のとする。

第 6 9 条の次に次の 1 条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第 6 9 条の 2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第 8 5 条中「及び第 5 4 条」を「、第 5 4 条及び第 6 9 条の 2」に改める。

第 8 8 条中「第 5 4 条」を「第 5 4 条、第 6 9 条の 2」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（説 明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市愛育センター条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市愛育センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市愛育センター条例の一部を改正する条例

旭川市愛育センター条例（昭和56年旭川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（説 明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、旭川市愛育センター条例の一部を改正しようとするものである。

建物の処分について

次の建物を売却する。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 建物の表示

所 在	名 称	構 造	面積 (㎡)
旭川市西神楽3線25号 542番地1	事務所	鉄筋コンクリート造陸屋根 一部亜鉛メッキ鋼板ぶき2 階建	1,217.03
	体育館	鉄骨造一部鉄筋コンクリ ート造亜鉛メッキ鋼板ぶき渡 廊下付地下1階付平家建	977.06
	プール附属室	セラミックブロック造亜鉛 メッキ鋼板ぶき平家建	65.77
	車庫	軽量鉄骨造ガルバリウム鋼 板ぶき平家建	15.95
	車庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 ぶき平家建	15.95
	車庫	軽量鉄骨造ガルバリウム鋼 板ぶき平家建	15.95
旭川市西神楽3線25号 542番地4	事務所	鉄筋コンクリート造一部補 強コンクリートブロック造 亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	1,175.35
	体育館	鉄骨造一部鉄筋コンクリ ート造亜鉛メッキ鋼板ぶき一 部陸屋根平家建	709.41
	物置	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平 家建	19.83
	消火栓ポンプ室	鉄筋コンクリート造亜鉛 メッキ鋼板ぶき平家建	17.85

	車庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 ぶき平家建	16.50
--	----	-----------------------	-------

2 売却価格

34,236,950円

3 契約の相手方

旭川市神楽岡10条3丁目

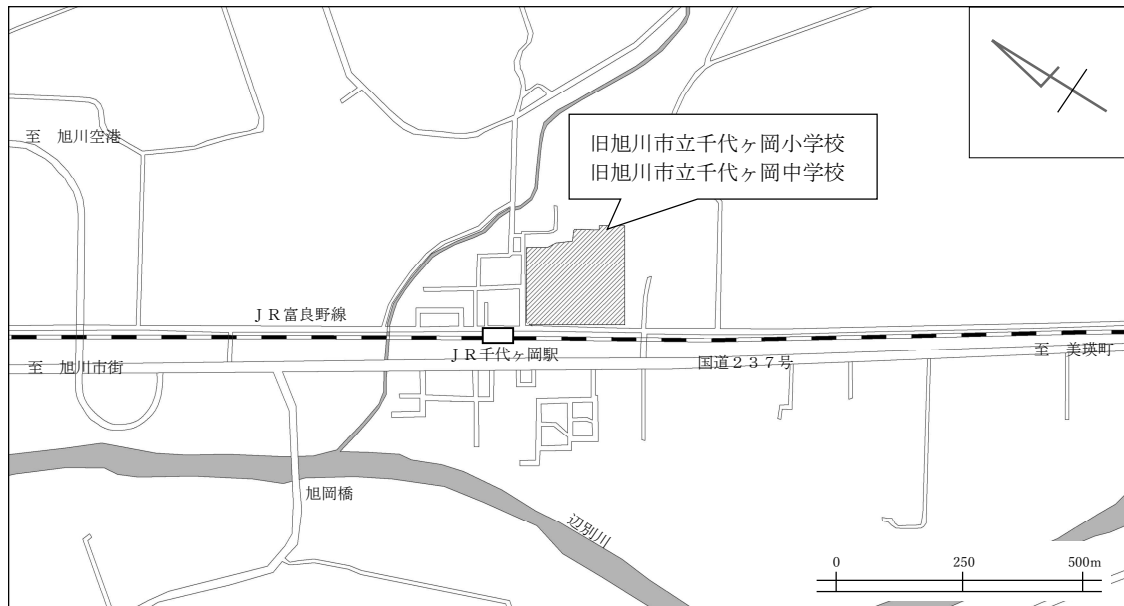
アイラーセン・ジャパン合同会社

(説 明)

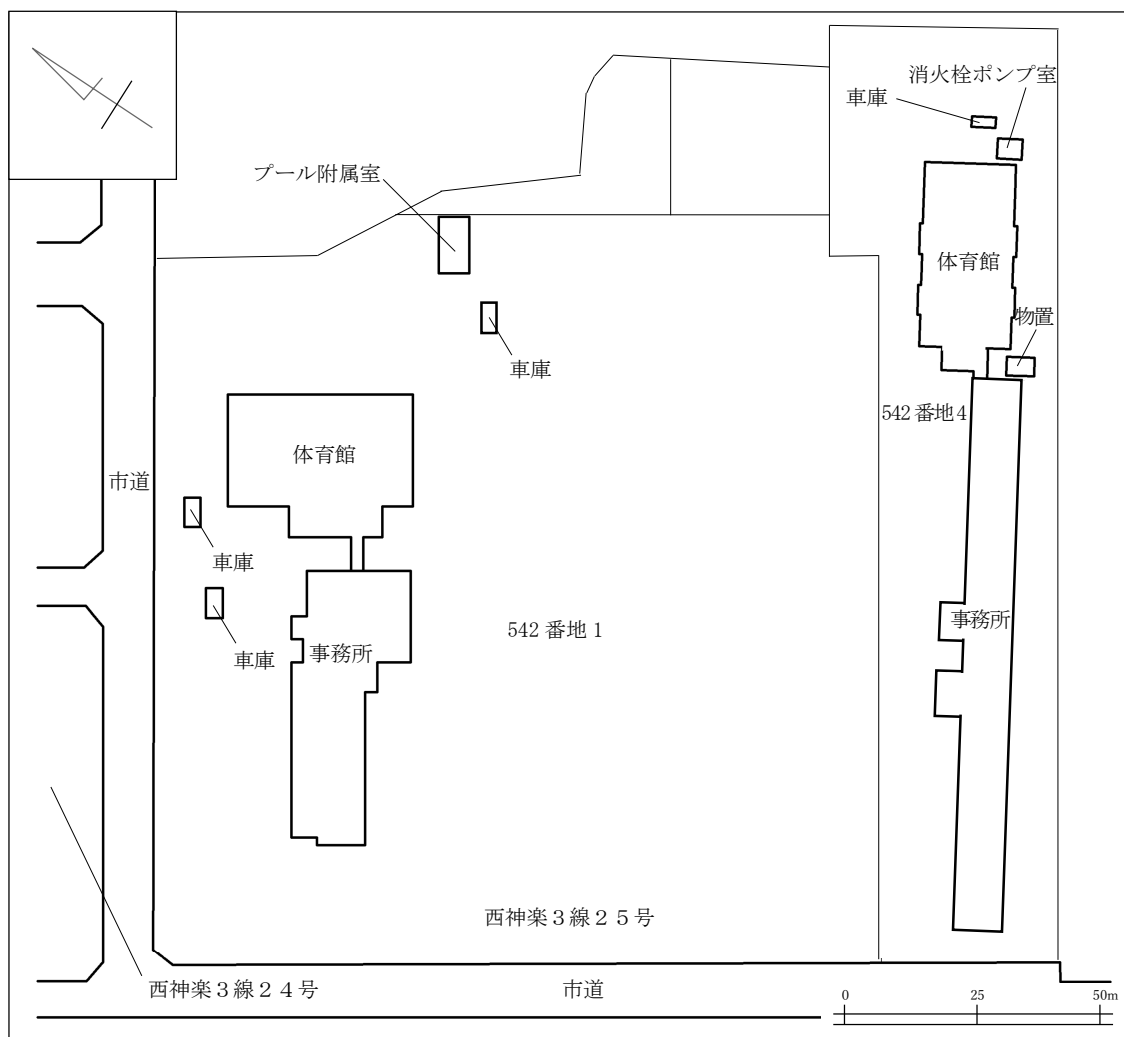
公用又は公共用に供する見込みがない建物を売却しようとするものである。

議 案 第 1 1 号 参 考 図
所 在 旭 川 市 西 神 楽 3 線 2 5 号

付 近 見 取 図



配 置 図



財産の取得について

次の車両を買収する。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| 1 車両の種類及び数量 | ホイールローダ 1台 |
| 2 買 収 価 格 | 19,800,000円 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 札幌市中央区北4条西6丁目
北海道市町村備荒資金組合 |

(説 明)

資源物の積込み等に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の車両を買収する。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| 1 車両の種類及び数量 | ロータリ除雪車 1台 |
| 2 買 収 価 格 | 62,920,000円 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市4条通9丁目1703番地
ナラサキ産業株式会社旭川支店 |

(説 明)

除排雪に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の車両を買収する。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| 1 車両の種類及び数量 | 路面清掃車 1台 |
| 2 買 収 価 格 | 42,900,000円 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 札幌市中央区北4条西6丁目
北海道市町村備荒資金組合 |

(説 明)

路面清掃に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の車両を買収する。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | | |
|---------------|-----------------------------------|-----|
| 1 車両の種類及び数量 | 水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型） | 1 台 |
| 2 買 収 価 格 | 94,600,000円 | |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市新星町1丁目2番14号
株式会社北海道モリタ旭川営業所 | |

（説 明）

消火活動に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の車両を買収する。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1 車両の種類及び数量 | 災害対応特殊救急自動車 1台 |
| 2 買 収 価 格 | 30,767,000円 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市4条通2丁目左1号
旭川トヨタ自動車株式会社旭川店 |

(説 明)

大規模災害時の救急医療等に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の物品を買収する。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|---------------|---|
| 1 物品の種類及び数量 | 焼却施設用部品 1式 |
| 2 買 収 価 格 | 35,640,000円 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 札幌市中央区北7条西15丁目28番11号
荏原環境プラント株式会社北海道支店 |

(説 明)

焼却施設の維持管理に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の物品を買収する。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| 1 物品の種類及び数量 | 緊急通報システム通報機器 180組 |
| 2 買 収 価 格 | 22,935,000円 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市春光5条9丁目10番6号
緊急通報システム事業協同組合 |

(説 明)

一人暮らしの高齢者等の家庭における火災、急病、事故等の緊急事態に対処するために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の物品を買収する。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 物品の種類及び数量 | 車両運用端末装置 1式 |
| 2 | 買 収 価 格 | 97,350,000円 |
| 3 | 契 約 の 相 手 方 | 札幌市中央区北7条西13丁目9番地の1
株式会社富士通ゼネラル北海道情報通信ネットワーク営業部 |

(説 明)

災害時等の指令業務に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の物品を買収する。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|---------------|--|
| 1 物品の種類及び数量 | 令和7年度旭川市小中学校学習者用コンピュータ等
(Chrome OS) 21,813台 |
| 2 買 収 価 格 | 1,127,732,100円 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 札幌市中央区大通西14丁目7番地
東日本電信電話株式会社 |

(説 明)

小中学校における学習活動に充てるために、買収しようとするものである。

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| 1 工 事 名 | 旧5条庁舎解体工事 |
| 2 契 約 金 額 | 160,050,000円 |
| 3 契約の相手方 | 畠山・谷脇共同企業体
畠山建設株式会社
株式会社谷脇組 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 旭山動物園遊戯施設整備工事 |
| 2 契 約 金 額 | 1 5 2 , 3 5 0 , 0 0 0 円 |
| 3 契約の相手方 | 平間・北海道グリーン・イハラ共同企業体
平 間 造 園 株 式 会 社
北海道グリーン工業株式会社
株 式 会 社 イ ハ ラ |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| 1 工 事 名 | カムイスキーリンクス第5リフト整備工事 |
| 2 契 約 金 額 | 437,250,000円 |
| 3 契約の相手方 | 札幌市中央区宮の森4条1丁目3番35号
日本ケーブル株式会社札幌支店 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | カムイスキーリンクス第5リフト整備電気設備工事 |
| 2 契 約 金 額 | 172,260,000円 |
| 3 契約の相手方 | 西山坂田・石森・天日共同企業体
西山坂田電気株式会社
石森電気工事株式会社
株式会社天日電気 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| 1 工 事 名 | 忠和6条道路線改良工事 |
| 2 契 約 金 額 | 246,950,000円 |
| 3 契約の相手方 | 廣野・騎西共同企業体
株式会社廣野組
株式会社騎西組 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 1 工 事 名 | 花咲大橋長寿命化（耐震補強）工事 |
| 2 契 約 金 額 | 202,400,000円 |
| 3 契約の相手方 | 旭川市4条西2丁目2番2号
荒井建設株式会社 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 千代田小学校グラウンド整備工事 |
| 2 契 約 金 額 | 173,800,000円 |
| 3 契約の相手方 | 山田・石田・グリーン造園共同企業体
清香園山田植木株式会社
株式会社石田兼松八興建設
株式会社グリーン造園 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| 1 工 事 名 | 永山西小学校プール改築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 1 6 3 , 4 6 0 , 0 0 0 円 |
| 3 契約の相手方 | 吉宮・岸田共同企業体
吉宮建設株式会社
株式会社岸田組 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |

株式会社旭川振興公社の株主総会における議決権の行使について

株式会社旭川振興公社の株主総会において、次の者を取締役に選任するため、議決権を行使する。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

取 締 役	山 下 裕 久
〃	原 田 直 彦
〃	赤 岡 昌 弘
〃	中 村 寧
〃	菅 野 直 行
〃	品 田 幸 利
〃	河 内 忠 幸
〃	和 田 英 邦
〃	太 田 誠 二

令和 6 年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告について

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により令和 6 年度分繰越明許費繰越額について、
別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 12 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国(道)支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	中心市街地活性化推進費	19,000,000	19,000,000		9,500,000			9,500,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍関係事務費	21,693,000	21,693,000		21,693,000			
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰重点支援給付金支給費	448,161,000	236,195,911		236,195,911			
		低所得世帯こども加算金支給費	29,504,000	27,409,819		27,409,819			
		生活安心応援給付金支給費	77,063,000	33,580,689		16,790,000			16,790,689
		障害者福祉施設等整備補助金	13,860,000	13,860,000		9,240,000			4,620,000
		障害福祉サービス等熱中症対策推進費	7,663,000	7,663,000		5,105,000			2,558,000
		老人福祉施設等整備推進補助金	113,190,000	65,069,000		48,536,000			16,533,000
	2 児童福祉費	保育所等給食原材料費支援費	13,328,000	3,166,000		3,040,000			126,000
		子育て世帯給付金支給費	255,463,000	85,403,696		42,702,000			42,701,696
		子どもの未来応援費	1,170,000	1,170,000		585,000			585,000
4 衛生費	3 上水道費	水道事業会計出資金	4,083,000	4,083,000			4,000,000		83,000
6 農林水産業費	1 農業費	経営体育成支援費	56,703,000	39,481,000		39,481,000			
7 商工費	1 商工費	貨物自動車運送事業者支援金	57,588,000	36,897,860		18,449,000			18,448,860

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国(道)支出金	地方債	その他	
8 土木費	1 土木管理費	宅地造成指導費	17,000,000	17,000,000		8,500,000			8,500,000
	2 道路橋りょう費	道路橋りょう整備費	401,930,000	401,930,000		229,930,000	172,000,000		
		道路側溝整備費	19,000,000	19,000,000			17,100,000		1,900,000
	5 都市計画費	都市計画道路整備費	135,642,000	132,129,000		75,725,000	53,300,000		3,104,000
		都市計画公園整備費	11,561,000	11,260,999		3,774,000	6,000,000		1,486,999
9 消防費	1 消防費	水道消火栓管理費	15,942,000	15,942,000			9,900,000		6,042,000
10 教育費	2 小学校費	給食施設整備費	12,300,000	12,300,000		749,000	11,500,000		51,000
		P C B 廃棄物処理費	13,390,000	13,390,000					13,390,000
		学校施設大規模改修費	427,980,000	427,980,000		83,397,000	338,800,000		5,783,000
		学校施設冷房設備整備費	1,241,961,000	1,235,605,600		353,350,000	838,600,000		43,655,600
		学校施設大規模改造費	191,000,000	191,000,000		60,665,000	130,100,000		235,000
		千代田小学校増改築費	188,400,000	188,400,000		14,714,000	173,600,000		86,000
		豊岡小学校増改築費	474,074,000	474,074,000		86,657,000	384,300,000		3,117,000
		永山西小学校増改築費	504,200,000	504,200,000		125,682,000	378,200,000		318,000
	3 中学校費	学校施設大規模改修費	140,960,000	140,960,000		38,053,000	101,900,000		1,007,000
		学校施設冷房設備整備費	99,480,000	99,480,000		31,452,000	62,800,000		5,228,000
		学校施設大規模改造費	155,000,000	155,000,000		47,165,000	107,700,000		135,000
	6 保健体育費	体育施設補修費	32,978,000	32,978,000			29,600,000		3,378,000

令和 6 年度旭川市水道事業会計予算の予算繰越しの報告について

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により令和 6 年度分予算繰越額について、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 12 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資 産 の 購 入 限 度 額	説 明
						企業債	国庫補助金	工事負担金	他会計出資金	内部留保資金			
資本的 1 支 出	建 設 1 改良費	配 水 管 布設工事	3,854,301,300	3,120,231,650	593,445,000	423,000,000	150,407,000	15,942,000	4,083,000	13,000	140,624,650		国の補正予算に 係る補助事業で あって補正予算 の議決時期の関 係によるもの等 で、工期が翌年 度となったた め。
		取 水 施設工事	39,436,153	12,562,625	26,873,528	26,800,000	0	0	0	73,528	0		
		配 水 施設工事	231,767,000	85,764,889	86,240,000	86,200,000	0	0	0	40,000	59,762,111		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
						受託事業収益			
水道事業 1 費用	営業外 2 費用	受 託 事業費	2,687,000	720,658	406,472	406,472	1,559,870		契約期間内に 工事が完了し なかったため。

令和 6 年度旭川市下水道事業会計予算の予算繰越しの報告について

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により令和 6 年度分予算繰越額について、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 12 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資 産 の 購 入 限 度 額	説 明
						企業債	国庫補助金	工事負担金	他町負担金	内部留保資金			
資本的 1 支 出	建 設 1 改良費	下 水 管 布設工事	1,929,295,000	851,013,449	875,644,000	439,700,000	360,822,000	45,980,000	0	29,142,000	202,637,551		国の補正予算に 係る補助事業で あって補正予算 の議決時期の関 係によるもの等 で、工期が翌年 度となったため。
		処 理 場 施設工事	1,930,772,000	726,760,951	504,200,000	254,400,000	229,615,000	0	19,799,000	386,000	699,811,049		
		ポンプ場 施設工事	161,916,000	95,775,000	30,200,000	26,900,000	0	0	0	3,300,000	35,941,000		

専決処分の報告について

緊急施行を要した令和7年度旭川市一般会計補正予算を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年5月16日に別紙専決処分書のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介



専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度旭川市の一般会計補正予算を次のとおり定めることを専決処分する。

令和7年5月16日

旭川市長 今 津 寛 介 印

令和 7 年度 旭川市一般会計補正予算（専決第 1 号）

令和 7 年度旭川市の一般会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 0, 3 4 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8 0, 1 9 2, 3 4 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

（歳 入）

（単位：千円）

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 1 繰 入 金		3, 0 6 2, 2 9 9	4 0, 3 4 3	3, 1 0 2, 6 4 2
	1 基 金 繰 入 金	2, 8 6 7, 2 8 9	4 0, 3 4 3	2, 9 0 7, 6 3 2
歳 入 合 計		1 8 0, 1 5 2, 0 0 0	4 0, 3 4 3	1 8 0, 1 9 2, 3 4 3

（歳 出）

（単位：千円）

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 衛 生 費		1 4, 7 6 3, 2 3 7	4 0, 3 4 3	1 4, 8 0 3, 5 8 0
	1 保 健 衛 生 費	4, 5 1 7, 5 6 6	4 0, 3 4 3	4, 5 5 7, 9 0 9
歳 出 合 計		1 8 0, 1 5 2, 0 0 0	4 0, 3 4 3	1 8 0, 1 9 2, 3 4 3

令和7年度 旭川市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳 入)

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
21			繰 入 金	3,062,299	40,343	3,102,642			
	1		基金繰入金	2,867,289	40,343	2,907,632			
		1	財政調整基金繰入金	1,330,000	40,343	1,370,343	1 財政調整基金繰入金	40,343	
歳 入 合 計				180,152,000	40,343	180,192,343			

(歳 出)

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4			衛 生 費	14,763,237	40,343	14,803,580		40,343			
	1		保健衛生費	4,517,566	40,343	4,557,909		40,343			
		2	予 防 費	1,535,769	40,343	1,576,112		40,343			
									12 委 託 料 18 負担金, 補助及び交付金	40,201 142	予防接種費 40,343
歳 出 合 計				180,152,000	40,343	180,192,343		40,343			

専決処分の報告について

緊急施行を要した令和7年度旭川市下水道事業会計補正予算を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年5月16日に別紙専決処分書のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介



専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度旭川市下水道事業会計の補正予算を次のとおり定めることを専決処分する。

令和7年5月16日

旭川市長 今 津 寛 介 

令和7年度 旭川市下水道事業会計補正予算（専決第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度旭川市下水道事業会計の補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度旭川市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条中「定める」を「定める。なお、営業費用中管渠費84,000千円の財源に充てるため、企業債42,000千円を借り入れる」に改め、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 下水道事業収益	9,427,211千円	42,000千円	9,469,211千円
第2項 営業外収益	2,708,885千円	42,000千円	2,750,885千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	9,193,266千円	84,000千円	9,277,266千円
第1項 営業費用	8,936,819千円	84,000千円	9,020,819千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,432,953千円」を「2,432,985千円」に、「2,163,396千円」を「2,163,428千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	4,082,265千円	16,632千円	4,098,897千円
第1項 企業債	2,102,300千円	8,300千円	2,110,600千円
第2項 国庫補助金	1,543,560千円	8,332千円	1,551,892千円
支 出			
第1款 資本的支出	6,515,218千円	16,664千円	6,531,882千円
第1項 建設改良費	3,850,243千円	16,664千円	3,866,907千円

(企業債)

第4条 予算第6条中「

	千円
下水道整備事業	1,935,300
資本費平準化債	12,700
下水道事業債 (特別措置分)	154,300

」を

「

	千円
下水道整備事業	1,943,600
資本費平準化債	12,700
下水道事業債 (特別措置分)	154,300
下水道事業債 〔大規模下水道 管路特別重点 調査事業分〕	42,000

」に改める。

令和7年度 旭川市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 収 益			9,427,211	42,000	9,469,211	
	2 営業外収益		2,708,885	42,000	2,750,885	
		6 国庫補助金		42,000	42,000	国庫補助金の増

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 費 用			9,193,266	84,000	9,277,266	
	1 営業費用		8,936,819	84,000	9,020,819	
		1 管 渠 費	702,990	84,000	786,990	管渠費の増

資本的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			4,082,265	16,632	4,098,897	
	1 企 業 債		2,102,300	8,300	2,110,600	
		1 企 業 債	2,102,300	8,300	2,110,600	下水道整備事業分の増
	2 国庫補助金		1,543,560	8,332	1,551,892	
		1 国庫補助金	1,543,560	8,332	1,551,892	国庫補助金の増

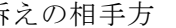
(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			6,515,218	16,664	6,531,882	
	1 建設改良費		3,850,243	16,664	3,866,907	
		2 施設整備費	3,707,679	16,664	3,724,343	施設整備費の増

訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

旭川市長 今 津 寛 介

訴えの相手方	請 求 の 趣 旨	専決処分 年 月 日
 	相手方は、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●を明け渡せ。 相手方は、令和7年5月9日現在、滞納している家賃金378,680円及び明渡し期限の翌日から明渡し済みまでの損害金を支払え。 訴訟費用は、相手方の負担とする。 との判決並びに仮執行の宣言を求める。	令和7年 5月27日

専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

契約の名称	契約金額（円）	専決処分 年 月 日	議案等の番号及び件名 （議決等年月日）
旧総合庁舎解体工事	変更前 7 5 2, 3 7 0, 0 6 6 変更後 7 5 6, 8 2 5, 3 0 3	令和7年 4月25日	議案第6号変更契約の締結について （令和7年4月9日） 議案第22号契約の締結について （令和6年6月24日）



変更契約の締結について

令和6年6月24日に契約の締結の議決を経た旧総合庁舎解体工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和7年4月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

変更前の契約金額	796,070,000円
変更後の契約金額	752,370,066円



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和6年6月13日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 旧総合庁舎解体工事 |
| 2 契 約 金 額 | 796,070,000円 |
| 3 契約の相手方 | 橋本川島・盛永共同企業体
株式会社橋本川島コーポレーション
株 式 会 社 盛 永 組 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |